

令和 6 年 6 月市議会定例会

令和 6 年 6 月 1 0 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 5 年度橋本市一般会計 補正予算(第 11 号))	・・・P1
承認第 2 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市一般会計 補正予算(第 1 号))	・・・P6
承認第 3 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市水道事業 会計補正予算(第 1 号))	・・・P13
承認第 4 号	専決処分事項の承認について(橋本市税条例の一部を改正 する条例)	・・・P16
承認第 5 号	専決処分事項の承認について(橋本市都市計画税条例の一 部を改正する条例)	・・・P37
承認第 6 号	専決処分事項の承認について(配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う関係条例 の整理に関する条例)	・・・P43
承認第 7 号	専決処分事項の承認について(橋本市消防団員等公務災害 補償条例の一部を改正する条例)	・・・P47
承認第 8 号	専決処分事項の承認について(和解及び損害賠償の額を定 めることについて)	・・・P51
議案第 1 号	令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について	・・・P53
議案第 2 号	令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について	・・・P63
議案第 3 号	令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)について	・・・P69

議案第 4 号	橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について	・・・P71
議案第 5 号	橋本市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する 条例について	・・・P73
議案第 6 号	橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例について	・・・P87
議案第 7 号	橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例について	・・・P90
議案第 8 号	橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を 改正する条例について	・・・P93
議案第 9 号	橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する 条例の一部を改正する条例について	・・・P95
議案第 10 号	訴えの提起について	・・・P97
選第 1 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P98
選第 2 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P99
選第 3 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P100
選第 4 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P101
選第 5 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P102
選第 6 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P103
選第 7 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P104
選第 8 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P105
選第 9 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P106
選第 10 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P107
選第 11 号	橋本市農業委員会委員の任命について	・・・P108

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 11 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	
	2 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
23 自 動 車 取 得 税 交 付 金	
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
245,122	8	245,130
60,000	△5,161	54,839
162,000	3,329	165,329
23,122	1,840	24,962
4,400	△1,053	3,347
4,400	△1,053	3,347
64,000	2,565	66,565
64,000	2,565	66,565
71,000	△4,561	66,439
71,000	△4,561	66,439
77,600	△3,693	73,907
77,600	△3,693	73,907
23,000	△912	22,088
23,000	△912	22,088
25,584	3,815	29,399
25,584	3,815	29,399
49,062	11,759	60,821
0	11,759	11,759
8,970,561	153,612	9,124,173
8,970,561	153,612	9,124,173
3,000	748	3,748
3,000	748	3,748
2,227,431	△165,003	2,062,428
1,942,221	△165,003	1,777,218
0	2,715	2,715
0	2,715	2,715
33,074,921	0	33,074,921

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 4 月 24 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,910 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,730,749 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 4 月 24 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款					項				
15	国	庫	支	出	金				
						2	国	庫	補 助 金
歳 入					合 計				

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,697,398	20,910	3,718,308
1,148,030	20,910	1,168,940
29,709,839	20,910	29,730,749

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3, 173, 443	20, 910	3, 194, 353
2, 707, 095	20, 910	2, 728, 005
29, 709, 839	20, 910	29, 730, 749

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 4 月 8 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和6年度 橋本市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度橋本市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,853,867	11,022	1,864,889
第2項 営業外収益	403,494	11,022	414,516

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,810,929	11,022	1,821,951
第1項 営業費用	1,709,763	11,022	1,720,785

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
（1）職員給与費	185,232	519	185,751

令和6年4月8日 専 決

橋本市長 平木 哲朗

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(市民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第55条 略 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、	(市民税の減免) 第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>おいては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第55条 略 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健

健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) 略 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (固定資産税の減免) 第71条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則
---	---

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 略

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項

の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前

の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 略

の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個

人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税

額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合に

は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相

<u>当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u> 5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</u> 第8条 略	<u>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</u> 第8条 略
---	--

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、<u>附則第7条の5第1項及び前条</u>の規定の適用については、<u>第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略 3 <u>法附則第15条第14項に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 4～7 略 8 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。</u> 9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 11 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 12 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 13 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 14 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 15 略	2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略 3～6 略 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 13 略
--	--

16 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 19 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 21・22 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 3 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> 4～7 略 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 17 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 18 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 19・20 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2 略 3～6 略 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
--	---

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第11条 略	9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第11条 略
--	--

(<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3	(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例) 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分</u>の固定資産税にあっては、<u>100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第
---	--

又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。	第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第13条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略	略
(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略	(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定に

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割

よる市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略	の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)・(4) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3・4 略
---	--

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 略	5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 3・4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 6 略
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の橋本市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年

法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～1の3 略 (法附則第15条第14項の条例で定める割合) 2 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 3 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>) 5 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 6 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお	附 則 1～1の3 略 (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合) 5 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の都市計画税の特例) 6 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等である

ける都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	
8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
9 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と

なるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</u>	なるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>11 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</u>
略	略
<u>13 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u> <u>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項、第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>	<u>12 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u> <u>13 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>15</u> 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定により、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>	(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) <u>14</u> 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定により、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の橋本市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和6年3月29日 専決

橋本市長 平木 哲朗

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親は、除くものとする。 ア～カ 略 キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの (3)～(8) 略	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子又は女子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 に規定する里親は、除くものとする。 ア～カ 略 キ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。<u>以下「DV 防止法」という。</u>)第 10 条第 1 項の規定による命令を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの (3)～(8) 略

(橋本市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 橋本市営住宅設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 210 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第 6 条 略 2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ <u>配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 2 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの (9) 略 3～5 略	(入居者の資格) 第 6 条 略 2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの (9) 略 3～5 略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

承認第 7 号

専決処分事項の承認について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

(補償基礎額)

第 5 条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 略

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>

改正前

(補償基礎額)

第 5 条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900 円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 万 4,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3・4 略

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>

部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
備考 1・2 略			

部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考 1・2 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた橋本市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承認第 8 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 6 年 4 月 12 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	930,000 円
事故の概要	令和 6 年 3 月 20 日午前 11 時 50 分頃、隅田町河瀬——地先において、市道上に設置してあった「この先段差あり」の立て看板が、抑えていた土嚢袋が劣化のため破れて外れていたため、強風により吹き飛び、隣接地に駐車してあった相手方車両の左側面の前方部に当たり、相手方車両を損傷させた。

議案第 1 号

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 966,298 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,697,047 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
119,860	1,249	121,109
2,754	1,249	4,003
375,281	4,681	379,962
266,239	4,681	270,920
3,718,308	885,574	4,603,882
2,524,345	106,334	2,630,679
1,168,940	779,240	1,948,180
2,223,646	5,681	2,229,327
1,379,629	△16,724	1,362,905
661,041	22,405	683,446
2,690,685	△58,887	2,631,798
2,670,716	△58,887	2,611,829
653,567	115,600	769,167
582,690	115,600	698,290
1,730,300	12,400	1,742,700
1,730,300	12,400	1,742,700
29,730,749	966,298	30,697,047

歳 出

款		項
2 総 務 費		
	1 総 務 管 理 費	
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	
3 民 生 費		
	1 社 会 福 祉 費	
	2 児 童 福 祉 費	
4 衛 生 費		
	1 保 健 衛 生 費	
6 農 林 水 産 業 費		
	1 農 業 費	
8 土 木 費		
	5 住 宅 費	
10 教 育 費		
	1 教 育 総 務 費	
	2 小 学 校 費	
	3 中 学 校 費	
11 災 害 復 旧 費		
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	
歳 出		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3, 194, 353	520, 028	3, 714, 381
2, 728, 005	517, 476	3, 245, 481
107, 053	2, 552	109, 605
12, 188, 290	258, 845	12, 447, 135
6, 261, 614	122, 455	6, 384, 069
5, 171, 654	136, 390	5, 308, 044
2, 964, 526	149, 036	3, 113, 562
672, 596	149, 036	821, 632
726, 172	27, 036	753, 208
650, 717	27, 036	677, 753
1, 968, 953	891	1, 969, 844
360, 028	891	360, 919
2, 732, 884	7, 487	2, 740, 371
545, 057	1, 725	546, 782
326, 019	2, 773	328, 792
173, 702	2, 989	176, 691
10, 403	2, 975	13, 378
10, 402	2, 975	13, 377
29, 730, 749	966, 298	30, 697, 047

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
橋 本 こ ど も 園 指 定 管 理 委 託	令和6年度～令和16年度	1,316,196千円
応 其 こ ど も 園 指 定 管 理 委 託	令和6年度～令和16年度	1,855,710千円
(仮 称) 紀 見 こ ど も 園 機 械 警 備 委 託	令和7年度～令和11年度	4,060千円

(変 更)

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
システム標準化・共通化対応委託	令和7年度	238,975千円

事 項	補 正 後	
	期 間	限 度 額
システム標準化・共通化対応委託	令和7年度	257,345千円

第3表 地方債補正
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業債	千円 2,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	千円 3,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
地域活性化事業債	15,500			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 4,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
24,600			

議案第 2 号

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,286 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,241,516 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 県	支 出 金		
		1 県 負 担 金 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
5,192,186	11,286	5,203,472
5,192,185	11,286	5,203,471
7,230,230	11,286	7,241,516

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
79,775	11,286	91,061
73,534	11,286	84,820
7,230,230	11,286	7,241,516

議案第 3 号

令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和6年度 橋本市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度橋本市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	8,416,727	37,865	8,454,592
第1項 医 業 費 用	8,171,123	37,865	8,208,988

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位：千円）

事 項	期間	限度額
検体検査業務委託	令和7年度から令和11年度	1,030,150
現金回収業務委託	令和7年度から令和11年度	5,544
現金入金機賃借料	令和7年度から令和11年度	1,980
集配金業務手数料	令和7年度から令和11年度	198
建物総合管理業務委託	令和7年度から令和9年度	728,112
院内保育業務委託	令和7年度から令和9年度	92,934

令和6年6月10日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 4 号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成 18 年橋本市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>82 人</u> (5)～(10) 略	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 消防職員 <u>76 人</u> (5)～(10) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) 橋本市職員の定年等に関する条例(平成18年橋本市条例第46号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) <u>橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用される短時間勤務職員</u> (5) 略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u> (5)～(7) 略	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 橋本市職員の定年等に関する条例(平成18年橋本市条例第46号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (3) <u>橋本市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (4) 略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(3) 略 (4)～(6) 略

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新) <u>第6条 略</u> (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) <u>第7条</u> 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号。以下「給与条例」という。)第19条第1項又は橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第23号。以下「会計年度給与条例」という。)第8条第1項若しくは第17条第1項の規定により準用にする給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 給与条例第20条第1項又は会計年度給与条例第8条の2第1項若しくは第17条の2第1項の規定により準用にする給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 <u>第8条 略</u> (育児休業をした職員の退職手当の取扱い) <u>第9条</u> 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号。以下「退職手当条例」という。)第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 2 略 (育児短時間勤務をすることができない職員) <u>第10条</u> 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u> (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む)を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	(任期付採用職員の任期の更新) <u>第5条の2 略</u> (期末手当等の支給) <u>第5条の3</u> 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号。以下「給与条例」という。)第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 <u>第6条 略</u> (育児休業をした職員の退職手当の取扱い) <u>第7条</u> 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 2 略
--	--

<u>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> <u>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u> <u>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u> <u>(5) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u> <u>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u> <u>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における育児の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じる</u>	
---	--

<u>こととなったこと。</u> <u>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</u> 第12条 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。 (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。 (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。 <u>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</u> 第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。 <u>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</u> 第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。 (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。 <u>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</u> 第15条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>読み替える条文</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr> </table>			読み替える条文	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える条文	読み替えられる字句	読み替える字句			

第9条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする
第9条第2項及び第10条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする
第10条第7項	勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数	育児算出率
第14条の2第2項第2号ただし書	定年再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

第16条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第5項	支給することを要しない	支給することを要しない。ただし、当該時間が橋本市職員の育児休業等に関する条例（平成18年橋本市条例第53号）第15条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第19条第4項及び第5項並びに第20条第3項	給料の月額	給料の月額を育児算出率で除して得た額

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情等）

第16条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 過員を生ずること。

（2） 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時

<u>間勤務職員をいう。以下同じ。)</u>を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 <u>(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)</u> 第17条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。 <u>(育児短時間勤務等をした職員の退職手当の取扱い)</u> 第18条 退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)</u>をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。 2 <u>育児短時間勤務等をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u> 3 <u>育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務等をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</u> <u>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)</u> 第19条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。 第20条 略 <u>(部分休業の承認)</u> 第21条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略 <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u>	第8条 略 (部分休業) 第9条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は<u>橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)</u>第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略
---	---

第22条 略 (部分休業の承認の取消事由)	第10条 略
第23条 第14条の規定は、部分休業について準用する。	第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。
第24条 略	第12条 略

(橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

第2条 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「<u>育児短時間勤務等の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。 3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 <u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前各項</u>	(1週間の勤務時間) 第2条 略 2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前3項</u>

に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該<u>育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日</u>を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、<u>1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、<u>1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u> 第4条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の<u>週休日(育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、<u>8日以上</u>の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>当該育児短時間勤務等の内容</u>)により、4週間ごとの期間につき8日(<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、<u>8日以上</u>)の週休日設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日</u>)を設ける場合には、この限りでない。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)	に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、<u>1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u> 第4条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、<u>8日以上</u>)の週休日設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、<u>8日以上</u>)の週休日設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日設ける場合には、この限りでない。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
---	--

第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限る。</u> 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限る。</u> (時間外勤務代休時間) 第8条の2 略 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の3 任命権者は、次の各号に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。 (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者のある職員がその者を介護するために請求する場合に準用する。この場合において、前項中「次の各号に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項及び次項並びに次	第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 (時間外勤務代休時間) 第8条の2 略
--	---

条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2・3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2・3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育す
---	--

ろにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 略 (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3) 略 2・3 略	ることができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 5 略 (年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前三任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3) 略 2・3 略
---	---

(橋本市職員の給与に関する条例)

第3条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(通勤手当) 第14条の2 略 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額。<u>ただし、定年前三任用短時間勤務職員のう</u>	(通勤手当) 第14条の2 略 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。<u>ただし、定年前三任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u> (1) 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

<u>ち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u> ア～ス 略 (3) 略 3 略	ア～ス 略 (3) 略 3 略
---	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の橋本市職員の育児休業等に関する条例第7条第1項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

議案第 6 号

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 136 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(支給対象者) 第 3 条 この条例に定める乳幼児医療費の支給の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。 <u>(1)・(2) 略</u> (届出の義務) 第 7 条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合又は対象乳幼児の転出、死亡等受給資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 2 市長は、公簿等で前項の場合に該当することを確認したときは、<u>職権により必要な措置を講ずることができる。</u> (調査権) 第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認、乳幼児医療費の額の決定及び和歌山県が実施する乳幼児医療費に係る補助事業のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は住民基本台帳、課税台帳等の公簿等を確認することができる。	(支給対象者) 第 3 条 この条例に定める乳幼児医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する乳幼児(以下「対象乳幼児」という。)の保護者をいう。ただし、次に掲げる者は除く。 (1) <u>乳幼児の生計を維持する程度の高い者の前年(1 月から 7 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条及び第 3 条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者</u> <u>(2)・(3) 略</u> (届出の義務) 第 7 条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 (調査権) 第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び乳幼児医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は<u>その同意を得て</u>住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行により新たに第 3 条の支給対象者となる者に係る受給資格認定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 7 号

橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市子ども医療費の支給に関する条例(平成 22 年橋本市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(支給対象者) 第 3 条 この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する子ども(以下「対象の子ども」という。)の保護者(保護者がない場合は、当該子どもに係る医療保険の納付義務者)とする。ただし、次に掲げる者は除く。 <u>(1)・(2) 略</u> (届出の義務) 第 7 条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合又は対象の子どもの転出、死亡等受給資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 <u>2 市長は、公簿等で前項の場合に該当することを確認したときは、職権により必要な措置を講ずることができる。</u> (調査権) 第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び子ども医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は住民基本台帳等の公簿等で確認することができる。	(支給対象者) 第 3 条 この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者(以下「<u>支給対象者</u>」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する子ども(以下「対象の子ども」という。)の保護者(保護者がない場合は、当該子どもに係る医療保険の納付義務者)とする。ただし、次に掲げる者は除く。 <u>(1) 子どもの生計を維持する程度の高い者の前年(1 月から 7 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条及び第 3 条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者</u> <u>(2)・(3) 略</u> (届出の義務) 第 7 条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。 (調査権) 第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び子ども医療費の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又は<u>その同意を得て</u>住民基本台帳、<u>課税台帳</u>等の公簿で確認することができる。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行により新たに第 3 条の支給対象者となる者に係る受給資格認定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 8 号

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例(平成 22 年橋本市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第 8 条関係)		別表(第 8 条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	浴場使用料	区分	浴場使用料
一般(中学生以上)	368	一般(中学生以上)	278
小人(3 歳以上小学生以下)	184	小人(3 歳以上小学生以下)	139
本市及び伊都郡在住の 70 歳以上の者	278	本市及び伊都郡在住の 70 歳以上の者	186

附 則

この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例について

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 5 年橋本市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(最低負担額) 第 3 条 法第 243 条の 2 の 7 第 1 項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)<u>第 17 条の 4</u>第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(最低負担額) 第 3 条 法第 243 条の 2 の 7 第 1 項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)<u>第 17 条</u>第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相 手 方	
訴訟の理由	平成 15 年 12 月 24 日から相手方が入居していた地域優良賃貸住宅橋本駅前団地(旧再開発住宅)の家賃について、再三にわたる納付指導や催告にも関わらず滞納が続いたため、令和 6 年 4 月 1 日付で契約を解除し、令和 6 年 4 月 12 日付けで明け渡しが完了している。 再開発住宅の未払い家賃 1,137,000 円、地域優良賃貸住宅の未払い家賃 384,000 円、契約解除の日の翌日から明け渡しの日までの賃料相当損害金 47,600 円、計 1,568,600 円の支払いについて、相手方が支払いに応じないため、支払い請求の訴えを提起したい。
訴訟の趣旨	滞納家賃及び賃料相当損害金の支払い請求

選第 1 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 池田 泰子

選第 2 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 田中 里美

選第 3 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 大西 敏夫

選第 4 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 廣田 征男

選第 5 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 藤田 和久

選第 6 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 林 義文

選第 7 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 織田 利治

選第 8 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 石井 政英

選第 9 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 平田 敬二

選第 10 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 米坂 佳久

選第 11 号

橋本市農業委員会委員の任命について

橋本市農業委員会委員として、下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 窪田 裕